

代理人による公売参加手続の流れ

1 手続に入る前に

インターネット公売では、代理人が公売参加の手続をすることができます。代理人には、少なくとも公売参加申し込み、公売保証金の納付および返還にかかる受領、入札ならびにこれらに附帯する事務を委任することとします。

	手続に入る前にYahoo!または楽天オークションガイドライン、厚木市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
	以下のいずれかに該当する方は代理人となることができません。 ア 国税徴収法第92条（買受人の制限）または同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置に該当する方 イ 厚木市インターネット公売ガイドラインおよびYahoo!または楽天オークションに関連する規約・ガイドラインの内容に承諾せず、遵守できない方 ウ 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方 エ 20歳未満の方。 オ 日本語を完全に理解できない方 カ 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方
	代理人による公売参加手続は、公売保証金の納付方法によって異なります。クレジットカードにより納付する場合は「2 公売保証金をクレジットカードにより納付する場合」を、銀行振込等による納付する場合は「3 公売保証金を銀行振込等により納付する場合」に従って手続を行ってください。なお、公売財産によっては銀行振込等による納付ができない場合もありますので、インターネット公売の物件詳細画面で確認してください。

2 公売保証金をクレジットカードにより納付する場合

	代理人のYahoo! JAPAN IDまたは楽天会員 IDで厚木市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行い、「参加者情報」に代理人の住所、氏名等を入力し、代理人による手続の欄の「する」を必ず選択してください
	クレジットカード情報を入力し、公売保証金を納付してください。 なお、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。
	以下の書類を厚木市へ提出してください。入札開始2開庁日前までに必要書類の提出が確認できない場合、また、公売参加者本人以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができませんのでご注意ください。 ア 委任状（必ず委任者（公売参加者本人）及び受任者の印鑑を押印してください） イ 委任者（公売参加者本人）の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本等） 「委任状」については、厚木市ホームページからダウンロードできます。

3. 公売保証金を銀行振込等により納付する場合

	<p>代理人のYahoo! JAPAN IDまたは楽天会員 IDでインターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行い、「参加者情報」に代理人の住所、氏名等を入力してください。仮申込みの際は、代理人による手続の欄の「する」を必ず選択してください。</p>
	<p>以下の書類を厚木市へ提出してください。入札開始2開庁日前までに必要書類の提出が確認できない場合、また、公売参加者本人以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 委任状（必ず委任者（公売参加者本人）及び受任者の印鑑を押印してください）イ 委任者（公売参加者本人）の住所証明書 （公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本等）ウ 「公売保証金納付書・還付請求書兼口座振替依頼書」 （厚木市ホームページからダウンロードできます） <p>代理人の住所および氏名等並びに代理人であることを明記し、厚木市へ提出してください。</p> <p>振込先 金融機関は代理人名義の口座のみ指定可能です。記入例（代理人による納付の場合）を参考に記入してください。また、ア、イの書類と一緒に送付して頂いて構いません。その場合、公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに厚木市が確認できるように納付して頂く必要があるため、余裕を持って書類を送付してください。</p>
	<p>厚木市は、「公売保証金納付書・還付請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、記入されているメールアドレスあてにメールを送信し、振込先口座などをご案内します。メールの案内にしたがって、公売保証金を納付してください。</p>
	<p>厚木市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了（参加登録）の手続を行うと、入札できるようになります。</p>